

## 2-4 緊急事態・防災体制

緊急事態対策規程は、自然災害や重大事故等により、長時間の輸送障害や多数の死傷者が発生する等、社会に及ぼす影響を最小限に止めるために定めています。

また、防災体制要綱は、自然災害や第三者の行為により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態の被害を最小限に止めるために定めています。



### 1 緊急事態体制

#### ① 1号体制

災害等の範囲が局地的で現地及び本社対策本部で対応可能な場合。

#### ② 2号体制

災害等の範囲が大規模で且つその範囲が複数個所にわたり、社長が全社的な危機対策本部の設置を指示した場合。

### 2 防災体制

沿線各所に設置した雨量計、風速計、水位計の他、気象台からのリアルタイムな情報に対応するよう防災体制を定めています。また、地震に対しては、各線に地震計を設置して適確な対処に努めてまいりましたが、2007年8月からは大規模地震発生時の早期対応を目指して、緊急地震速報の使用を開始するとともに、同年11月には列車無線による自動発報システムを導入し、地震対象区間走行中の全列車に対する緊急停止手配等、防災体制を強化しました。

#### ① 暴風雨体制

台風と台風以外に分け、それぞれ注意報や警報の発令があった場合。

運転指令 風速表示



風速計



雨量計



#### ② 河川氾濫体制

河川の氾濫が予想され、または氾濫して車庫配車線や駅構内が浸水し運転不能になった場合。

河川水位計

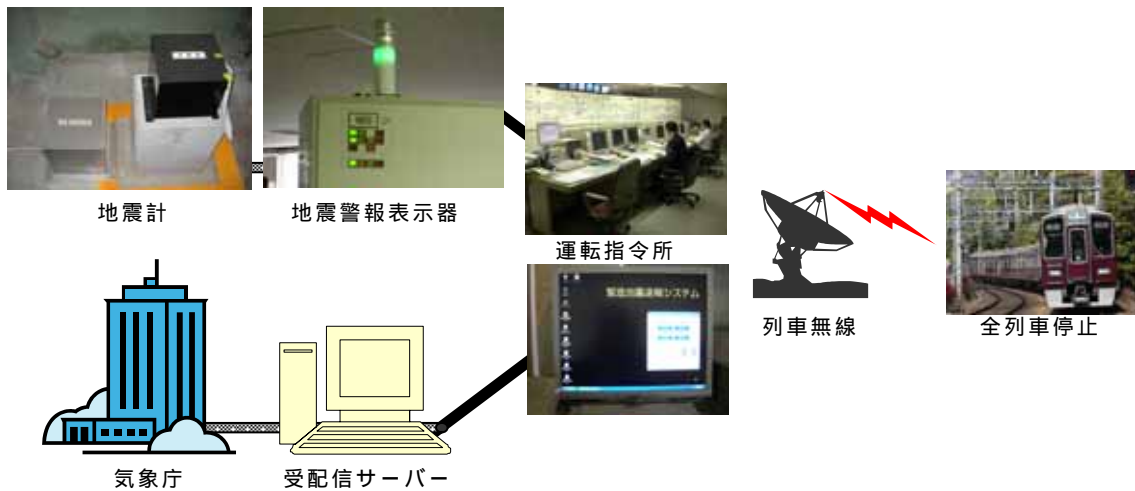


#### ③ 凍結・雪害体制

気温や雪に関する注意報、あるいはすでに積雪がある場合。

#### 4 地震体制

緊急地震速報により、沿線で震度4以上と予想される場合、または、地震警報表示器で震度4以上を観測した場合。



#### 5 第三者行為体制（テロ対策等）

社会的影響が極めて重大である事態が予想され、あるいは予告があり、継続した警戒が必要と認めた場合、また不審物や不審者の発見あるいは被害が発生した場合には、危機管理レベル ~ に分けた段階的な体制をとります。



### 2-5 阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口

業務の中で組織あるいは個人による法令等の違反行為や反倫理的行為（社内規程・ルール違反を含む）が行われていた場合、またはその恐れがある場合に相談する窓口を設けています。グループ会社はもちろん、お取引先からのご相談にも対応して、すべての案件を調査、分析する等、コンプライアンスに努めています。

